第4回 瑞浪市まちづくり条例審議会

会 議 録

日 時:平成26年12月16日(火) 午後7時00分~午後9時25分

場 所:市役所 4階全員協議会室

日程

- 1. 開会
- 2. 会長あいさつ
- 3. 前回会議の結果について・・・資料1
- 4. 協議事項
- (1) パブリックコメント結果について・・・資料2
- (2) 答申書(案) について・・・ 資料 3-1 資料 3-2
- 5. その他今後の予定について・・・資料 4
- 6. 各委員から一言
- 7. 閉会

≪配布資料≫

資料 1 第3回瑞浪市まちづくり条例審議会会議録(案)

資料 2 パブリックコメントの結果について

資料 3-1 答申書(案)

資料 3-2 瑞浪市まちづくり基本条例(案)逐条解説

資料4 まちづくり基本条例 議案上程スケジュール

|参考資料|| 夢づくりチャレンジ研究委員募集チラシ

出席者

出席委員

加藤 博之

永井 恒

伊藤 光昭

中山 征治

水野 勝人

大森 建生

渡邉 勝利

古田 憲三

中根 圭一

鈴木 誠

林 勇人

西尾 紬

小倉 由佳梨

小木曽 正尚

田中 茂

山内 正雄

宮地 友実

欠席委員

板橋 仁晃

【名簿順 敬称略】

事務局 渡邉 俊美 (まちづくり推進部長)

鈴木 創造(市民協働課長)

梅村 修司(市民協働課課長補佐兼まちづくり支援係長)

隅田 一弘(市民協働課まちづくり支援係主査)

1. 開会

事務局

こんばんは。定刻となりましたので、只今から第4回瑞浪市まちづくり条例審議会を開催させていただきます。

本日の会議につきましては、板橋委員がご欠席との連絡がありました。また田中委員が少し遅れると伺っております。出席委員は過半数に達しており、会議は成立しておりますのでご報告させていただきます。なお、この会議は公開会議となっております。現在傍聴者はおられませんが、傍聴者が来られましたら随時入室いただきますのでよろしくお願いします。

会議の前に、本日の会議資料の確認をさせていただきます。今回は、パブリックコメントの関係で事前に資料をお送りすることができませんでした。本日の資料につきましては、お手元にお配りしておりますが、資料 1、資料 2、資料 3-1、3-2、資料 4までございます。また参考資料として「夢づくりチャレンジ研究委員募集」のチラシを配布させていただいております。不足等があれば事務局までお申し出ください。

よろしかったでしょうか。それでは、レジメに沿って進めさせていただきますが、冒頭部分は便宜上事務局で進めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

事務局

それでは、中山会長からごあいさつをいただきます。

中山会長

皆さんこんばんは。本日は、お足元の悪い中、また大変寒い中お集まりをいただきありがとうございました。今日は、第4回審議会ということですが、確認の意味で、今回の審議会の位置付けを述べさせていただきます。5月27日に私たちは審議会委員として委嘱を受け、同日、市長から審議会に対して「まちづくり基本条例案を策定すること。」という諮問がされました。それ以後、第2回、第3回と議論を重ね、第3回審議会で策定した条例案をパブリックコメントにかけました。今回は、そのパブリックコメントの意見と結果を受け、市長への答申案を審議することになります。委員の皆さん、ご承知のことと思いますが、改めてこの審議会の位置付けを申し上げますと、このまちづくり基本条例の策定につきましては、平成25年度に、こちらの山内副会長を委員長とする、まちづくり条例準備委員会が設置されました。この準備委員会では、幅広くまちづくりに携わる各種団体か

ら17名が委員として委嘱を受け、市の職員と共に6回にわたるワークショップ、3回の委員会を経て、提言書を策定し、市長に手渡されました。この準備委員会は、まさに無から有をつくり出す大変な作業だったと思いますが、我々審議会委員18名は、その基礎の上に立って5月から条例案を策定しているわけです。このように、まちづくり基本条例は、足掛け2年にわたって策定しておりますので、その辺のいきさつも踏まえて審議をいただきますよう、よろしくお願いします。

3. 前回会議の結果について

事務局ありがとうございました。以降の議事につきましては、会長の

司会により進めていただきます。会長お願いいたします。

中山会長
それでは、レジメに沿って進めます。

レジメの3.前回会議の結果についてです。資料1について、 事務局より説明をお願いします。

事務局 【資料1に基づき説明】

中山会長ありがとうございました。前回、第3回は、パブリックコメン

トにかけるための条例案の策定ということで、全ての条文に目を通し、審議をしました。この会議での意見は、全て今回の条例 案に反映されていると思いますが、ご意見、ご質問等があれば伺

います。

委員 【意見・質問等なし】

中山会長
それでは、特にご意見等はないようですので次に進みます。

4. 協議事項

(1) パブリックコメント結果について

中山会長 本日の協議に入っていきます。4.協議事項(1)パブリック

コメント結果についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局 【資料 3-2、資料 2 に基づき説明】

中山会長ありがとうございました。この資料2の表にありますとおり、

12の意見があったということです。パブリックコメントでの意見と市の考え方が記載されています。意見に対しまして、一部の語句の修正はしますが、全体的には修正はしないということです。これに関しまして、どこについてでも結構です。委員のご

意見を伺います。

委員 意見の8番についてです。私は、まちづくり基本条例は、すべ

ての市民が快適で住みよい地域社会の実現のために、市民や議会、行政が行動する際の「ルール」だと思っています。第9条では「子どもと若者」について触れており、前文では、「高齢者がいきいきと生活できる環境」というような表現がされていますが、この方のご意見のように、こういったまちづくりの理想を掲げた大事な「ルール」に、女性や障がい者について触れていないのは残念だという気持ちはよく分かります。前文に女性や障がい者について記載してはどうかと思います。

委員

私は逆に女性や障がい者を特別扱いするような記述はしない 方が良いと思います。女性も障害のある方も当然市民ですから、 「すべての市民にとって〜」ということで良いのではないかと思 います。

中山会長

特に記述することにより特別視しているというご意見にも、 双方の意見に一理あると思いますが、その他の委員のご意見は いかがでしょうか。

委員

そうすると、「安心して子育てができる環境、高齢者がいきいきと生活できる環境を整え」という記述も、「すべての市民にとって~」に含めた方が良いうということも考えられますがどうでしょうか。

委員

前文も第9条もこのとおりで問題ないと思います。障がい者 にもいろいろな障害を持った方があり、すべて記載することは 不可能です。

中山会長

少子高齢化社会ですから、このくらいの記載が適当だろうというところでしょうか。

委員 委員

前文のところに、障がい者だけでも記載できないでしょうか。 先程の事務局の説明で、解説にはない補足説明で「前文に高齢 者について触れている。」というような説明があったために論点 が前文に移ってしまっていますが、8番の意見をくださった方 は、第9条の「子ども及び若者」のように「高齢者、障がい者、 女性」について定められていないのが残念だというご意見だと 思います。このご意見については、解説のとおりの市の考え方で 問題ないと思います。

事務局

市の考え方については、今の委員のご意見のとおり、高齢者、 障がい者、女性については、他の条例や施策等があり、既に取り 組んでいますが、子ども、若者については、社会参加の観点から の取り組みがありませんでしたので、まちづくりの観点から持 続可能な地域社会の実現のために必要な規定をしたということです。ご意見をいただいた方は、前文について修正してほしいという指摘ではないと理解しています。

委員

質問ですが、市の考え方というのは、質問者に対して回答されたのでしょうか。

事務局

パブリックコメントで頂いた意見につきましては、意見提出者に対して個別に回答するものではなく、いただいたすべてのご意見と市の考え方をまとめ、市のホームページ等で、公表することとなっています。まだ公表はしておりませんし、個別にはお話はしておりません。

中山会長

今の意見について、個別に条文を設けるということは皆さん 否定的な意見でまとまっていると思いますが、どうでしょうか。

委員

委員に質問ですが、第9条はこのままで、高齢者、障がい者、 女性について個別に条文を設けないということは理解できます。 その上で、前文に高齢者、障がい者、女性についての記述を加え るということについてはどうお考えでしょうか。

委員

個人的な意見ですが、私は、高齢者、障がい者、女性について も、特に差別なく「すべての市民」に含まれると思っていますの で、前文にも記述する必要はないと思っています。

委員

わかりました。

中山会長

他に意見はないですか。

委員

事務局に質問です。この議論は公表されますか。

事務局

この審議会の議事録を市のHPで公表します。この議事録の中を見ないと議論したことは伝わりませんが、議事録を見た方には議論したことが伝わります。

委員

高齢者、障がい者、女性など弱い立場の方々のことを考えていないわけではないことが伝われば良いと思います。特別視をしていないからと言って、スポットライトが当たっていないわけではないことが伝われば良いと思います。

中山会長

それでは、この件につきましては、議事録に残すことで、審議会で議論されたということが分かるようにすることで、前文、本文ともに案のとおりとします。

その他はどうでしょうか。

委員

参考までに伺います。前文1ページ目の最下段に「不断」という固い表現がしてありますが、あまり使わない言葉ではないかと思います。「絶え間なく」などにした方が分かりやすいのでは

ないかと思います。

強い決意が伝わりますので、このままでも良いですが。参考までに申し上げました。他市の条例でも「不断」という言葉は使われているのでしょうか。

事務局

他市の条例で「不断」という言葉が使われているかについては わかりませんが、前文の三段落目は、条例制定の決意を述べてい ますので、委員ご指摘のとおり、強い決意を表す意味で「不断」 としております。

委員

このままでも構いません。

中山会長

それでは、ここも案のとおりとします。

その他はよろしいでしょうか。

委員

鈴木先生にお聞きします。先生の講演で、若者のまちづくりへの参加というテーマでお話をいただきました。チラシで配布された参考資料「夢づくり若者チャレンジ研究委員募集」についてですが、条例に「若者のまちづくりへの参加」を規定し、具体的な施策としてこのような取り組みを行うようですが、先生の講演の意図は伝わっているということでよろしかったでしょうか。

委員

瑞浪市が、今後、若者のまちづくりへの参加の手法として「夢づくり若者チャレンジ研究委員」をはじめとして、様々な施策を設けていくということでしょうから、条例の第9条を根拠とする取り組みになると考えていいと思います。

中山会長

その他はよろしいでしょうか。

今日の審議会の協議事項のメインは、このパブリックコメントについてですので、もう少し見ていただいて、ご意見をいただきたいと思います。

委員

先程の、高齢者、障がい者、女性などに気遣った意見は、非常に大事な意見だと思いました。そこで、事務局にお聞きします。 パブリックコメントの8番目の意見の高齢者、障がい者、女性等に触れていないことへの市の考え方ですが、例えば女性についてであれば、男女共同参画に関する法律があり、それに基づく例規を整備しているということでよろしいでしょうか。

事務局

はい。

委員

では、男女共同参画に関する行動計画やアクションプランがあり、それに沿って推進しているということですね。また、障がい者についても障害者基本法に基づく例規が整備されていて、それぞれのアクションプランなどによって推進していくという

ことですね。それでは、こういう方々に関して、決して軽んじているわけではなく、まちづくりを担う大事な主体でもありますので、基本条例制定後も、更に推進していくということを、パブコメの市の考え方に記載しなければならないと思います。

ただ、高齢者については、それぞれの計画の中で高齢化社会というような形で触れられてはいますが、特段、法律があるわけではないですし、安易に「65歳以上は~」というような表現はできないです。また、高齢者ももちろんまちづくりを担う大事な主体ですし、介護を受けずに元気なままで、まちづくりの担い手になって欲しいという意味も含めて、前文で「いきいきと~」という表現になっていると解釈しています。

あとは、全般的には、憲法や自治法の抜粋もあり、説明がされているので問題ないと思います。

中山会長

それでは、このパブリックコメント結果については、8番目の 意見に対する市の考え方を丁寧に分かりやすく修正するという ことで、事務局お願いします。

その他はよろしいでしょうか。

委員

意見の1番から4番辺りまでは、解説の文言についての意見が多いわけですが、前回の資料までは、条文の下に【説明】としてありましたが、今回から【解説】に変わっています。【説明】だとあっさりいくのですが、【解説】だと意見がでるのか、この辺はどのようにお考えでしょうか。

事務局

タイトルが「逐条解説」なので、それに合わせて【説明】から 【解説】に変えております。大した意味はございません。すみま せん。説明していませんでした。

委員

はい。

中山会長

その他はよろしいでしょうか。ないようですので、思いついた ら後でも結構です。次に進みます。

(2) 答申書(案) について

中山会長

最初に私が説明しましたとおり、今日の審議において答申書 を作成します。それでは、(2)答申書(案)について、事務局 より説明をお願いします。

事務局

【資料 3-1 に基づき説明】

中山会長

ありがとうございました。

資料 3-2 については、先程までパブリックコメント意見と合

わせて議論いただきましたので省略します。

資料 3-1 の鏡について皆さんのご意見を頂ければと思います。 急に直すというのも大変かと思いますが、いかがでしょうか

委員

下から3行目の「条例の精神」という言葉はどうかと思いますがどうでしょうか。

委員

条例そのものが、精神性の高い「宣言文」のような内容を法律にしてあるので、条例を読んでいくと「精神」とか「魂」という言葉が自然に出やすい内容になっていると思います。こういうものが本当に法律に成るのかなと気になります。人の内在する「思い」などを法律で定めるということが、日本国憲法以外にあるのかなと、ずっと思っていました。

ただ、表現の意味というか、気持ちは分かります。この文章に 関しては、異論はないです。

中山会長

今の意見について、どうでしょうか。

委員 事務局 第三段落目「条例が制定されても~」はいらないと思います。

第一段落まででも構いません。ただ、これまでも、この審議会 以外の答申書では、経緯などについて簡単に触れていました。こ の審議会でも折角様々な議論があったので、事務局の方で案を 作成させていただきました。皆さんの議論で修正していただい て結構です。

委員

会長にお任せします。

中山会長

それでは、答申書の鏡については、私と事務局で検討します。 以上で本日の協議事項を終えたいと思います。

よろしければ、次に進みたいと思います。

委員

前回の審議会の内容から事務局で少し変更されたところがありますが、説明をお願いしたいです。

前文の4行目に「また、室町時代からの長い伝統を誇る窯業を 地場産業とする陶磁器のまちであり、」が「また、室町時代から の伝統を誇る陶磁器のまちであり」と「窯業を地場産業とする」 が削除されています。なぜ削除されたのか説明をお願いします。

事務局

パブリックコメント結果のところで説明させていただきましたが、第3回目の審議会後、市の庁議に諮り審議しました。そこで、前文の第1段落が長いため整理をしたためです。くどい表現は整理をしました。

委員

「窯業を地場産業とする」は、市民の歌にも出てきますが、重要なところだと思います。窯業に携わる者としては、余程の理由

があったのかなと思いました。

事務局

「陶磁器のまち」という記述は残っていますし、その後にも産業という言葉も出てきますので、陶磁器が地場産業であることは伝わると考えました。全体のボリュームを少なくするために、整理できる表現はカットさせていただきました。

委員

確かに、窯業ばかりがクローズアップされるのはどうかという意見はあるので、分かりますが、窯業界の人間としてひとこと言わせていただきました。今後、更に窯業が瑞浪市を支えていると言われるように頑張らないといけないと思いました。

委員

ここは、「陶磁器のまち」と言えば「窯業を地場産業とする」 がなくても陶磁器・窯業が地場産業であることが理解できると いうことで、くどい表現を削除したということですよね。

事務局

そうです。

委員

委員の言われるとおりです。ただ、元々あったものがなくなってしまったので、少し説明を求めました。前回の審議会で、何方からも意見がなかったのに削除されていたので、何故かなと思いました。

中山会長 事務局 その他はよかったでしょうか。

ここで、すみませんが、第3回の審議会後に、委員からご意見 をいただいており、ご紹介させていただきます。

市民と住民の区分について、市民は条文で定義していますし、 住民についても解説で説明していますが、条例でまちづくりを 担う対象を、本来瑞浪市に住んでいる住民から、通勤・通学する 者を含めた市民へ広げていくことについては、もう少し議論が 必要なのではないかというご意見です。また、条例を実効性のあ るものにするためには、もう少し市民に理解してもらうための 周知と議論を重ねる必要があるのではないか。更に、本来このよ うな条例は、行政からのトップダウンではなく、市民によるボト ムアップ(市民が自主的に行動し行政を動かす。)が必要なので はないかというご意見です。

総合しますと、もう少し市民の機運を盛り上げて、議論を尽く してから条例案の策定をすべきというようなご意見です。

そこで、今回は答申という形ではなく、「宣言文」として公表してはどうか。そして、ワークショップを重ね、①「最高のシナリオ」のブレインストーミング(結論を出さない意見の出し合い)を行う。②逆の視点「最悪のシナリオ」のブレインストーミング

を行う。③「最悪のシナリオ」から「最高のシナリオ」に変えるにはどうしたら良いかについてブレインストーミングを行う。 ④1年ぐらいかけて、これらをいくつかのグループで複数回行う。⑤市がパブコメを行う。⑥審議会により条例案を作成する。このようなスケジュールを組み直してはどうかというご意見です。

ちょうど今、委員からいただいたメモをコピーして委員の皆 さんにお渡ししていますが、これに対する事務局の意見を申し 上げます。市としましては、平成24年度から「まちづくり条例 準備委員会 | を立ち上げまして、平成25年度、1年間かけて提 言書を策定していただきました。準備委員会の中では、委員が言 われるようなワークショップを開催しています。テーマとして は「現状の瑞浪市の課題」、「理想の瑞浪市」、「現状の瑞浪市から 理想の瑞浪市にするにはどうしたら良いか」など、委員の言われ るテーマに近いものもあります。こうしたワークショップを繰 り返し、瑞浪市にふさわしい基本条例の考え方として提言書を 策定していただいております。準備委員会のメンバーにつきま しては、まちづくり活動に携わる様々な立場の方に委嘱させて いただいております。準備委員会は、17名中9名が女性でした。 ワークショップには、市の職員も参加しておりますが、38名中 14名が女性で、市外の方もおられました。ワークショップにつ いては6回、準備委員会は3回開催しており、決して少なくない 回数ですし、委員の方々には大変な作業の繰り返しでした。こう して策定された提言書は、この審議会の条例案のたたき台にも なっておりますが、第6次総合計画にも考え方は反映されてお ります。

このように、委員が言われるような内容のワークショップは、 準備委員会で昨年度開催してきましたので、再度、同じような手 続きを踏む必要はないのではないかと考えています。

委員

元々、この条例のあるべき姿というのが、ボトムアップでやるべきだと考えます。それが根幹にありますので、ワークショップは、同じメンバーで1度開催すれば良いというものではなく、せめて、各地区のまちづくり推進組織でもこのようなワークショップをやれば、「そうか、こういう内容だったら十分生かせるんじゃないか。」というような、実のある意見が出てくるでしょうし、仏に魂を入れるではないですが、答申書にもあったように実

のある形になるのではないかという考えで、意見を出させてい ただきました。

どんなワークショップをやるのかについてですが、今回、これでルールができたわけですので、これを使ってワークショップをやれば効果的だと思います。こういう手法を使ってどんな最高のまちづくりができるのか。逆にこの手法を使ってどんな最悪のまちづくりになるのか。これを想像することも重要だと考えます。このことによってリスクを回避し、みんなで意識を共有することができるのだと思います。それを、まちづくりの担い手の中心である各地区のまちづくり推進組織で行うことは、最低限必要なのではないかという考えです。

「この条例で、みんなでやっていこう。」という機運を高める ことが、この条例に求められる姿ではないかと思います。

今のご意見について、どうでしょうか。

中山会長 委員

パブコメの5番目の意見で、「誰もがまちづくりの主役であることを自覚できるわけではない。」、「誰もが自らの発言と行動に責任が持てるわけではない。」という意見もあるわけです。市民の皆さんは、本音を言えばこういう考え方もあろうかと思います。ただ、この基本条例は、あくまでも理念を規定しています。市民はもとより、自治会やまちづくり推進組織は、この理念に基づき行動することが求められているのだと思います。今後、1年かけて、市民一人ひとりにキャンペーンをすべきことなのか。

ちょうど参考資料で配布された「夢づくりチャレンジ研究委員募集」がありますが、今取り組まなければならないのは、まちづくり基本条例に端を発し、若者の参加によるこのような具体的な取り組みによって、魅力ある瑞浪市のまちづくりを進めるべきだろうと思います。瑞浪市は、消滅可能性都市に上げられ、40年後には人口が2万7千ほどにまで減ってしまうという状況です。このような中で、これから1年かけて、敢えて市民一人ひとりに認知キャンペーンを行うべきなのか少し疑問です。

委員

市民一人ひとりにまでとは言っておりません。少なくとも、まちづくりに携わっておられる、自治会、まちづくり推進組織、その他の団体などには必要だと思います。この夢づくりチャレンジ研究委員は、私の提案への一つの回答だろうというふうに受け取りました。まさにこれは、今必要な取り組みだろうということは、各委員と意見は同じだと思います。それに加えて、今まち

づくりに携わっておられる方々には考えていただきたい。ワークショップは一つの手法ですが、それだけではなく、みんなで考えた末に自分たちにイメージしてほしい。ここで審議された基本条例案を使って、最高のシナリオ、最悪のシナリオを考えてもらいたい。

中山会長

委員が言われるのは、基本条例が最終的に作り上げる目的のように受け取れますが、そうではなく、これはあくまで手段であって、これを基にまちづくりを発展させていくためのものですから、今必要なものなのです。先程事務局から説明があったように、昨年の準備委員会では、かなりの議論を尽くしており、できたものを更に時間を費やして改めてワークショップや市民への周知を行う必要はないのではないでしょうか。委員のご意見を伺うと、もう一度元に戻らなければならないように受け取れます。

委員

そうではないです。もう一度元に戻ることは考えておりません。この基本条例案は十分に意義のあるものだと思います。これを使って、更に議論し、本来の市民から湧き上がってくるべき基本条例の意義を掘り起こしたいということです。そうして湧き上がった市民の意識、市民の手によって条例を作りたいということです。

事務局

事務局から申し上げます。この審議会の役割は、答申案にあるように、市長から諮問を受け、条例案を策定し答申することです。条例案としてまとめていただくことが審議会の役割ですので、もし審議が不十分であるということになれば、審議会は継続することになりますが、委員のお考えは、そうではないですね。委員が問題視されるのが、市民への周知が足りないということであれば、この条例の周知は、市が今後考えていくことができるのだと思います。委員が言われるように、これを宣言として出すことで審議会の役割が終了するものではないので、お願いいたします。

委員

そもそも論ですが、この条例を使って何かをするのではなく、 例えば自治会やまちづくり推進組織が何かをしようとするとき に、この条例の理念に基づいて考え、行動してくださいというも のですよね。ですから、意見が少し合わないです。

委員

うまく言えませんが、少なくとも、素晴らしい条例ができたからと言って、素晴らしいまちづくりになるかどうか。この条例は、

市民の意識が盛り上がって、作るべきものだという意見です。確かに、皆さんが言われるように逆の意見もあることは分かりますが、私の意見は、地に足をつけて、粘り強い草の根運動で果たされるボトムアップが本来の姿だと思っていますので、言わせていただきました。先程、条例が目的ではないというご指摘がありましたが、目的ではなく、ある意味では目標だと思っています。

事務局から説明していただきましたが、市民と住民の定義もあいまいと言えばあいまいなのではないかと思っています。というのがあって、住民という言葉を市民に拡大解釈することによってこのような条例ができるわけですから、もっと市民に周知されるべきなのだろうという思いがあります。確かに、今更申し上げるべきことではないかもしれませんが、これまでの議論を通じて感じていますので、発言させていただきました。10月5日に事務局へメールさせていただいたので、皆さんに意図が伝わっていると思っていました。

事務局

検討する場は、審議会しかありませんので、事前に他の委員に はお送りしておりませんでした。

委員

先程事務局から説明があった、委員のご指摘の①番から⑥番 までで、結局何を言われているのかが良く理解できません。

委員

結局、この条例の性格から、住民がつくる条例にするべきだという考えです。 その1点です。

中山委員長

今のようなご意見ですが、どうでしょうか。

私がお見受けするところによると、委員のご意見は、何年かかってもいいから、ボトムアップによって、住民が作り上げるべきだというご意見ですね。冒頭にもあいさつで申し上げましたが、この審議会の今の位置付けは、準備委員会があって、昨年1年かけてワークショップや委員会を開催し、議論を尽くされています。そして1冊の提言書をまとめられて、市長に提出されました。このことが既に十分ボトムアップになっていると思います。我々は、このような基礎に立ち、市長に対する答申をしなければならないという位置付けです。そして、4回の審議会を通して条例案を作成し、本日は、答申書の審議というところに至っています。

基本条例という名称のとおり、これを基にしてまちづくりを 進めていくんだということだろうと思います。この条例では、5 年を超えないという時期で見直しの規定もされています。

委員

ですから、今回のパブリックコメントでは、2名の方からしか

意見がありませんでしたが、7月から施行されますと、多くの市 民から意見が出て、1年以内に見直しということもあり得るとい うことですよね。先ず、市民の皆さんに条例をお出しするという ことだと思います。

中山会長

こういう意見ですが、よろしいでしょうか。

委員

はい。私の意見を述べさせていただいたということです。

中山会長

それでは、この意見も大事な意見ですので、事務局には、しっかり議事録に残すということをお願いします。

委員

もう一つ、一番最初に説明していただいたところですが、逐条解説の4頁、地方自治法の第10条ですが、住民については、法律で規定があります。この基本条例では、市民というものを、住民を拡大解釈することによって、まちづくりをしていこうというふうに理解しています。いわゆる住民という、地方自治法で認められた以上の存在を、瑞浪市民として一緒にまちづくりをしていこうということですよね。住民から市民へと定義を拡大していることについて、この内容をどこかに盛り込んではどうかということを提案させていただきます。今日の今日で申し訳ありませんが、提案させていただきます。

事務局

今のご意見につきましては、4頁で解説させていただいています。「市民の定義を広義にとらえることにより、地方自治の本旨に基づく自立した持続可能な地域社会、住みよい瑞浪市を実現するための可能性が高まるものと期待されます。」というところで、なぜ広義に捉えるかということを説明しています。

委員

第19条では、「住民投票」ですよね。これは、市民投票ではないですよね。一連を通して、私にとって何が一番分かりにくかったかと言いますと、この部分なんだと思っています。ここら辺をもう少し説明すべきだろうと思います。

事務局

住民投票につきましては、憲法、地方自治法に定められており、 法に基づいて定めなければならないため、「市民投票」ではなく 「住民投票」ということになります。このことは、審議会の中で は資料として添付させていただいております。ただ、逐条解説の ところでは、そこまで説明しておりませんので、もし必要という ことであれば、解説に記載することは可能かと思います。

委員

結局、「住民」が条項で定義されていないので分かりにくいのだろうと思います。解説では「市内に住所を有する住民」と解説されていますが。条文で定義されていません。

委員

私の理解が足りないのかもしれませんが、住民は、解説のとおり市内に住所を有するのが住民。市民は住民+市内に通勤、通学する者を含める。委員が言われるのは、その違いが分からないということでしょうか。

委員

そこは理解しています。住民から市民への拡大解釈をしているところの説明があっても良いのではないかということです。

委員

拡大解釈ではないですね。

委員

住民から市民に広げてまちづくりをするというところについて、市民というのは、非常に重要だと思っています。この条例の大きな根っこだと思っています。しかし、皆さんがこの条文でしっくりいく、理解できるのであれば結構です。

委員

第2条第1号の「市民」の定義のことでしょうか。

委員

いいえ。ここはそのままで分かります。

中山会長

第2条では、第1号で「市民」が定義されていますが、「住民」 が定義されていないということですか。

委員

そのことも含めて、もう少し説明があった方が良いのではと 思っただけです。皆さんは、これで理解できますか。

中山会長

事務局どうでしょうか。

事務局

「市民」は、住民+市内に通勤、通学する者ですし、まちづくりの主役ですので、定義する必要があります。住民は、「住所を有する人」ですので、わざわざ定義しないと分からないとは思いませんでしたので、定義する必要はないと考えました。

委員

それに、逐条解説3頁に、「市内に住所を有する住民」と書いてあるので十分かと思います。

事務局

ただ、市の例規集には、条文しか掲載されませんので、逐条解説を見ないと、「住民」は説明されていません。

委員

逐条解説2頁に「地方自治の本旨」が掲載されています。ここでは、「自治体運営は、住民自身の意思と責任のもとに行われなければならないという住民自治と、この住民自治を実現するために、国から独立した自治体を設け自治体自らの権限と責任において地域の行政を処理するという団体自治の二つの原則~」と記載されており、住民は、きっちり国から保証された単語、存在です。それを市民というふうに拡大しますということなので、ワンクッション欲しいと思ったわけです。

委員

素人の意見ですが、市に住んでいる人は市民ですし、町では町民ですし、村では村民ですので、一括りにするために「住民」と

したのではないでしょうか。

委員 そこに住んでいるかどうかというより、住民票があるという

ことが要件でしたよね。

委員 この条例では、「市民」と言えば、瑞浪市に住民票がある「住

> 民」と、土岐市に住民票があっても大学や高校に通う人、瑞浪市 の会社に通勤する人も含めるということですので、一般常識とし て、「住民」を定義しなくても、市民も住民も理解できるのでは

ないでしょうか。

それで「市民」は理解できますが、条文の中で、「市民は云々」、 委員

> 「住民は云々」と書いてあると、ここは何で「市民」ではなくて、 「住民」なのかなということが分かりにくい。皆さんが疑問に思 わず、分かればいいです。

中山会長 事務局の説明では、「住民」については、説明する必要がない

ということですが、どうでしょうか。

例えば、逐条解説8頁、第7条第3項ですが、自治会加入の ところでは、「住民は、原則として自治会に加入するものとしま す。」となっています。確かに「住民は、~」、「市民は、~」と なっていますが、わざわざ「住民」を定義する必要はないという

ことでよろしいでしょうか。

委員 【異議なし。】

中山会長 他になければ次に進みます。

5. その他

今後の予定について

中山会長 それでは、今後の予定について、資料4ですが、事務局より説

明をお願いします。

【資料4に基づき説明】 事務局

ありがとうございました。今後の予定について説明がありま 中山会長

したが、何か質問があればお願いします。

ないようですが、答申について、12月25日に私と山内副会 長が市長に答申することになっていますが、何方か一緒に答申し てくださる委員があれば心強いのですが、いかがでしょうか。

【意見・申し出なし】

6. 各委員から一言

それでは、5月に始まった審議会ですが、4回の審議会、途中 中山会長

に鈴木先生の講演会もございましたが、実のある審議ができた と思います。ここで、各委員から一言ずつお願いします。

委員

皆さんご苦労さまでした。この瑞浪市まちづくり基本条例、これは、市民の皆さんが主体となって頑張ってくださいという、まちづくりの基本となる、ベースとなるものです。こういった条例づくりに参加できたことに意義を感じています。皆さんから様々な意見がありましたが、市民と住民という問題もありますが、多くの市民が、市民一人ひとりが、自らが主体となって、この基本理念に基づき行動していただけることを願っております。

委員

私は、様々な審議会に出ておりますが、これほど熱心な審議会は、いまだかつてありませんでした。本当にご苦労さまでした。

委員

ご苦労さまでした。日頃、私は、商工業を中心にやっておりますが、まちづくりに関しては、一緒に取り組んでいかなければならないと思っています、今後、瑞浪市をどうしていくかについて、この審議会で皆さんの意見を聞いて大変参考になりました。今後、私どもとして、これを活かして活動していかなければならないと思っております。どうもありがとうございました。

委員

私は、当初からこの条例づくりに携わっております。様々な意見がありましたが、私も、皆さんの意見が大変参考になりました。今後とも私の立場に活かして、指摘のあったことは課題としてまちづくりの運営に携わっていかなければならないと改めて思いました。ありがとうございました。

委員

私の立場では、周りを引っ張っていかなければならない立場ですので、この条例を住民に周知する、認知度もアップすることを意識して、次の世代に引き継げるように、まちづくりの運営をしていかなければならないと思っております。勉強になりました。ありがとうございました。

委員

私は不勉強で、あまり発言ができませんでしたが、皆さんのおかげで大変いい条例ができたと思っております。ありがとうございました。

委員

私は、こういう会議には初めて出させていただきました。これまでまちづくりにはあまり無関心でしたが、今後は、しっかり関わっていかなければならないと思いました。ありがとうございました。

委員

お疲れ様でした。皆さんから意見があったように、住民と市民と一体となって、自らが主体となって行動することの重要性が

分かりました。私の立場では、市民を元気にしたいという思いで、 日々活動しておりますが、今後はこれを機に、条例が大いに認知 され、みんなが一体となって、瑞浪市が元気になればと思います。 ありがとうございました。

委員

皆さんと一緒に、審議会委員として、市長の諮問に応じて、大切な仕事ができたことを感謝しております。ありがとうございました。この前の準備委員会で、ワークショップを通じて様々な意見交換ができて、しっかりとしたプロセスを経て、我々審議会は、今回、市長の諮問に応じるという大切な役割でした。今後は、議会に議案として上程され、議決を得なければなりませんので、中山会長から、市長へ力強く思いを伝えていただきたいと思います。その後は、市長が議会でしっかりと説明をされ、可決されることをお祈りしております。この条例は、これからのまちづくりを進めていく上での大事な目標であり、好機であることを確信しております。これが実現できるように、皆さんも市長のバックアップをしていただきますようお願いいたします。

委員

このようなまちづくり条例を審議する場に加わり、大変感謝しております。私の立場では、この条例の中にもありますように、若者がいきいきと、未来に夢を持てるような、魅力あるまちづくりに、市民の一員として参加できるようにしなければならないと決意を新たにしました。ありがとうございました。

委員

今回、まちづくり条例審議会に参加させていただいたわけですが、自分の住むまちのまちづくりについて、考えたことがなかったので、考えるいい機会になりました。この条例では、若者の参加を位置付けていただきましたので、これからは、少し意識して、まちづくりに関わっていきたいと思いました。

委員

私は、このような審議会に加わるのは初めてで、あまり発言できなかったことを申し訳なく思っております。若者が条例に取り上げられたので、これからの瑞浪市が、若者が参加できるまちになることを願っております。ありがとうございました。

委員

このような活発な議論がされる会議に出席できたことを光栄 に思います。言いたいこともあったのですが、なかなか言えませ んでした。申し訳ございませんでした。しかし、自分にとっては プラスになったことは間違いありません。ありがとうございま した。

委員

なかなかきれいにまとめて話すことができず、何を言ってい

るかわからないという場面が多々あったと思います。申し訳ありませんでした。この場を借りまして深くお詫びを申し上げます。鈴木先生の講演でお話があった、小布施若者会議のホームページを何度か拝見しました。多分、ああいう形で、次の世代を担う若者に、今からエールを送れるような形が、今の大人の務めかなと思いました。ありがとうございました。

委員

条例準備委員会から関わらせていただきました。瑞浪市のことを深く考えている人たちによって条例を作ることができたので、本当に良かったと思います。良い瑞浪市にしていきたいと思いました。ありがとうございました。

委員

私も条例準備委員会から関わらせていただきました。先程、準備委員会での1年間の意義が問われそうな場面があって、ドキッとしましたが、準備委員会では、各界各層の方たちが集まり、議論を繰り返しました。その結果が、今回、このような形で答申されるまでになりました。しかし、この条例は、先程から議論になっておりましたが、これを生かすも殺すも市民次第ということですので、今後は、一市民、一住民としてこの条例がどのように活かされるか、育っていくのか見守りたいと思います。ありがとうございました。

中山会長

最後に私から、お礼等を述べたいと思います。拙い進行にお付き合いいただきましたが、皆さんの意見をうまくまとめられたかどうか心配なところです。しかし、審議会委員18名のおかげで、大変いい勉強をさせていただきました。私は今まで、長い間まちづくりに携わってきましたが、ようやく理解できたという部分もありますので、これからのまちづくりに活かしていきたいと思います。今後とも、皆さんのご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

7. 閉会

中山会長いつもは最後に副会長のあいさつで閉会するところですが、

今日は最後ですので、渡邉まちづくり推進部長さんより閉会の

ごあいさつをいただきます。

渡邉部長

委員の皆さんにおかれましては、5月にこの審議会を立ち上げてから4回の審議会において、本当に熱心に活発な審議をしていただきました。お礼を申し上げます。

市では、本年度より第6次瑞浪市総合計画に取り組んでおり、

初年度ということになります。その基本方針の中に「新たなまちづくり」を位置付けており、「市民と行政の協働」を掲げております。そこで、このまちづくり基本条例が制定されますと、市民の皆さんが積極的にまちづくりに参加され、市のまちづくりが活性化されるのではないかと思います。そうしたことを通して、幸せが実感できるまちにつながることと思います。

最後になりますが、中山会長には、審議会のまとめ役として、 活発な議論をまとめていただき、本当にご苦労さまでした。あり がとうございました。委員の皆さんにおかれましても、長きにわ たりまして、また今日は長時間にわたり、熱心に審議をしていた だき、本当にありがとうございました。

今後とも、皆さんには、市のまちづくりを支えていただきますようお願い申し上げ、閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

終了